

(参考資料4) 令和元年度電気事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	禁止行為	工事負担金の精算遅れ	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。工事完成後、精算完了まで最長14ヶ月を要した案件など、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、事務工程の管理不足や業務輻輳によるもの等、合理的な理由があったとは認め難いものがあった。 *調査件数490件、精算完了まで8ヶ月以上を要した案件は45件で、いずれも事務工程管理等の不足。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等を行っているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項 (約款遵守) ②託送供給等約款 (工事費負担金の申受けおよび精算)
2	禁止行為	工事負担金の精算遅れ	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。工事完成後、精算完了まで最長17ヶ月を要した案件など、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、事務工程の管理不足や業務輻輳によるもの等、合理的な理由があったとは認め難いものがあった。 *調査件数248件、精算完了まで8ヶ月以上を要した案件は8件で、いずれも事務工程管理等の不足。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等を行っているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項 (約款遵守) ②託送供給等約款 (工事費負担金の申受けおよび精算)
3	財務諸表	委託費の損益計算書上の計上区分(販売費と一般管理費)誤り	カスタマーセンターのサーバー「開発機」用のソフトウェア使用許諾料が販売費に計上され、カスタマーセンターのサーバー「本番機」用のソフトウェア使用許諾料が一般管理費に計上されていた。	両者はいずれもカスタマーセンターのサーバーに関するソフトウェアの使用許諾料であり、同一の計上科目(一般管理費)を用いることが適当と考えられる。なお、この誤りにより、託送収支・部門別収支について修正を要する。	電気事業会計規則 別表第一
4	託送収支	超過利潤計算書の算定誤り	超過利潤計算書の算定に当たり、基準接続供給費用比の算定誤りにより、適正な算定方法となっていなかった。なお、平成28年度及び平成29年度計算書においても同様の算定方法となっていることが確認された。	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第18.
5	託送収支	社内取引明細表の算定誤り	社内取引明細表における基準託送供給料金相当額等取引収益について、適正な算定方法となっていなかった。	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 様式第1第1表
6,7	託送収支・部門別収支	退職給与金の配賦方法誤り	退職給与金の8部門への直課方法について、適正な算定方法(配分比率)となっていなかった。なお、平成28年度及び平成29年度計算書においても同様の算定方法となっていることが確認された。	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第12. (1) みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 別表第1 6. (3)
8,9	託送収支・部門別収支	一般管理費(委託費)の配賦比率の算定誤り	一般管理費の8部門整理の際、直課により難い「その他委託費」の配賦比率の算定において、振替前※の電気事業営業費用の値を用いて当該比率を算定していた。 ※電気事業営業費用について、費用の発生の主な原因を勘案し、一部の部門間で費用の振替を行っている	諸元の確認を入念に行い、一般管理費の配賦比率を算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第12. (1) みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 別表第2 6. (2)②
10	託送収支	託送収支計算書の公表誤り	令和元年7月末に事業者HPで公表済の平成30年度託送収支計算書の一部について、誤って古いバージョンのものを公表していた。	公表用資料の内容確認を入念に行い、公表を行うべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則第4条第2項